

精神障害の労災認定、「医療・福祉」が最多

6月30日、厚労省から令和4年度「[過労死等の労災補償状況](#)」が公表されました。この中で注目したいのは「精神障害の労災補償状況」です。

仕事が原因で精神障害（うつ病、統合失調症、ストレス障害など）になったとして労災請求された件数は年々増加しており、R4年度は2,683件（前年度比337件増）、労災と認定されたのは710件（前年度比81件増）となっています。

そして、業種別に見たときに**請求件数、認定件数とも最も多いのが「医療・福祉」**なのです。さらに言えば、中分類では「社会福祉・介護事業」が1位、「医療業」が2位であり、福祉・介護事業が最多ということになります。実はこの傾向は長く続いており、少なくともこの5年間、請求件数は「医療・福祉」がトップでした。

精神障害になった出来事（きっかけ）として挙げられているうちで最も多いのが「**上司等からのパワハラ**」、次いで「**悲惨な事故や災害の体験、目撃**」、「**仕事内容・仕事量の変化**」、「**同僚等からのいじめ、嫌がらせ**」となっています。

福祉業界の何が原因ということは一概には言えませんが、人間関係が濃くなりがちな現場という特性も踏まえ、メンタルケア、コミュニケーションの在り方といった点は、やはり重要課題として認識しておく必要があるかと思います。

出産・育児に関する制度と手続き ⑦

育児・介護休業法においては、法人・事業所は育児休業の他にも様々な措置を講じなければならないこととされています。

- 子の看護休暇**…小学校就学前の子の看護・健診等のための休暇（年5日（子が2人以上の場合10日）まで）
- 所定外労働の制限**…3歳未満の子を養育する職員が請求した場合、所定外労働（残業）をさせてはならない。
- 時間外労働の制限**…小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、時間外労働が「月24時間・年150

時間」を超えてはならない。

○**深夜業の制限**…小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、深夜（22時～5時）に労働させてはならない。

○**所定労働時間の短縮（育児短時間勤務）**…3歳未満の子を養育する職員が申し出た場合、1日の労働時間を原則6時間とする措置。（その他の措置（フレックスタイム、始業終業の繰上げ繰下げ等）でも可）

というように、かなり細かく複雑な制度になっています。まずは、自法人・事業所の「育児休業規程」にこれらの内容がきちんと盛り込まれているか、そして職員にしっかり周知されているかを確認してください。

現在は、職員またはその配偶者の妊娠・出産を知った場合、**育児休業制度を個別に説明し、休業取得の意向を確認することが事業主の義務**となっています。厚労省HPにも説明資料のサンプル等が示されていますので、そういったツールも活用しながら、制度をわかりやすく伝えていくことが重要です。

育児や両立支援に関する制度は、少子化対策の動きもあり、今後さらに変化していきそうな様子です。社会情勢にも目を向けながら、職場環境整備に取り組んでいただきたいと思います。このテーマ終わります

「休業手当」のご相談が増えています

新型コロナ関連では、また感染の波がくるのではと心配されている状況ですが、実際に増えてきているのが「休業手当」のご相談です。（「コロナ特別休暇」をなくしたので、職員を休ませた場合に事業主都合の「休業」扱いとして手当を払うといったケース）

休業手当の計算方法については、過去の労務ナビ（[2022年2月号外](#)）でご確認いただければと思います。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net